

不利益処分

処分名	保護の停止又は廃止
根拠法令	生活保護法第26条第1項
所管課	保護課

1 処分の内容

保護を必要としなくなったときは，速やかに，保護の停止又は廃止する。

2 処分の要件

(1) 停止

ア 臨時的な収入の増加，最低生活費の減少により一時的に保護を要しなくなった場合で，おおむね6か月以内に再び保護を要する状態となることが予想される時。

イ 定期収入の恒常的な増加，最低生活費の恒常的な減少等により，一応保護を要しなくなったと認められるが継続することに確実性を欠くため，若干期間経過観察を要する時。

(2) 廃止

ア 定期収入の恒常的な増加，最低生活費の恒常的な減少等により，保護を再開する必要がないと認められる時。

イ 収入の臨時的な増加，最低生活費の臨時的な減少等により，おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められる時。